

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業】

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者  
受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金

令和5年度第4回募集要領（個人防護具分）

〔受付期間〕

令和6年2月13日（火）～令和6年3月14日（木）

〔提出先・提出方法〕

①郵送：〒640-8585（住所の記載は不要です。）

②データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出

\* 交付要綱をよくご確認のうえ、申請してください。

\* 今回より、補助対象の範囲の見直しを行っておりますので、この募集要領をよくご確認のうえ、申請してください。

\* 郵送の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

\* データは、要綱で様式を定めている資料のみ提出してください。その際、様式類はPDF化せず元のファイル形式のまま送信してください。

〔お問い合わせ先〕

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班（平日 9:00～17:45）

TEL：073-441-2643

FAX：073-428-2325

MAIL：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

令和6年2月

和歌山県

## 目 次

I	目的	1
II	補助事業の内容	1
1	補助の対象者	1
2	補助対象経費	1
3	補助事業期間	1
4	補助金の額	2
5	留意事項	2
III	交付申請手続き	3
IV	その他	5

## I 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を多くの医療機関で診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的に、医療機関に対し、疑い患者受入れのための院内感染防止等に要する費用を補助します。

## II 補助事業の内容

### 1 補助の対象者

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として各保健所、消防機関及びその他関係機関に情報共有することに同意する、救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院 等

\* 感染症指定医療機関であっても上記のいずれかに該当する場合は申請可能です。

\* 対象となる医療機関は保険医療機関に限ります。

### 2 補助対象経費

・ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

\* 当事業の対象については、**救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するもの**に限ります。

\* 支援金支給事業は令和2年度限りで終了しました。

### 3 補助事業期間

**令和5年10月1日（日）～令和6年2月29日（木）**

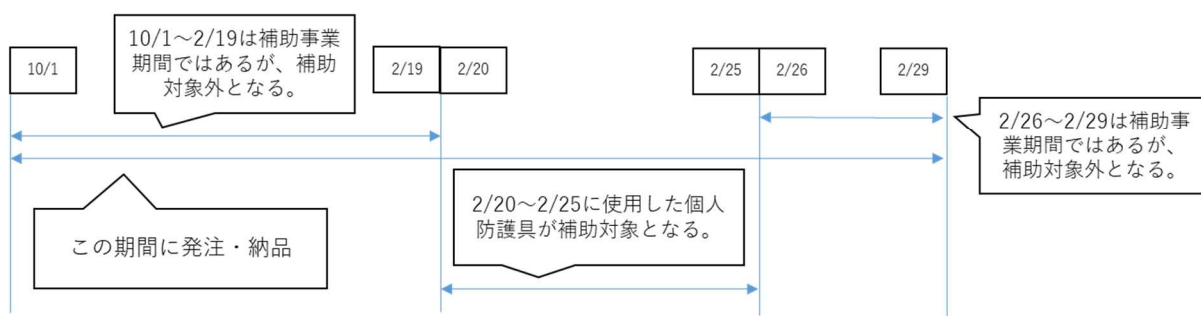
**\*ただし、令和5年10月1日（日）～令和6年2月29日（木）の間に、発注、納品及び「※対象期間」に使用した個人防護具のみ補助対象となります。**

※「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）で規定する、コロナ患者の入院者数が、オミクロン株による感染拡大時のピークの入院者数の1/3を超えた時点（「段階Ⅰ」といいます。）から1/3を下回るまでの期間です。

「対象期間」は県HPに掲載していますので、随時ご確認をお願いします。

〈アドレス〉 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00215910.html>

例：2/20～2/25が対象期間(段階1)となった場合



#### 4 補助金の額

補助対象経費を合計した金額の 10/10 ※ただし、千円未満は切り捨てとする。

- ・个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

1人当たり※ 3,600 円

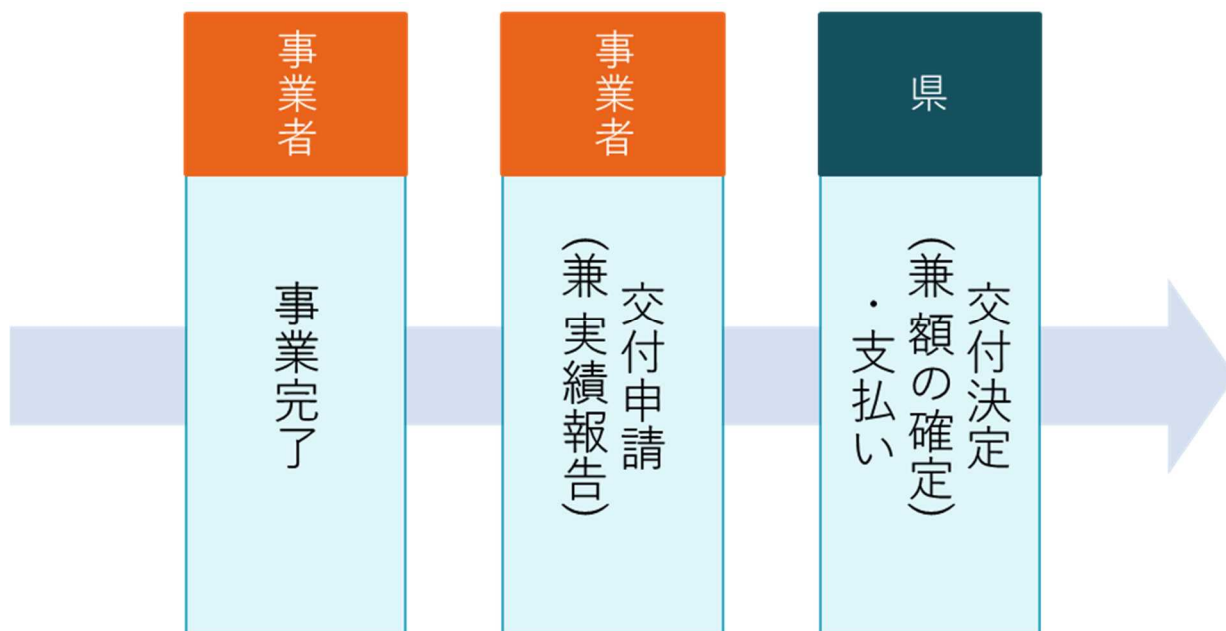
※疑い患者に直接対応する医療従事者(医師・看護師等)1人が、1日に対応した患者の数  
(例：医療従事者3人で1日あたり5人の疑い患者に対応をした場合、3人×5人×3,600円)

#### 5 留意事項

- 少なくとも令和6年3月31日までの間は、疑い患者の診療を積極的かつ継続的に行ってください。診療を行った実績が確認できなかった場合は、当該補助金の交付対象外になります。
- 本事業は予算の範囲内での執行となるため、必ずしも満額を交付するものではありません。
- 当事業を実施するにあたり、県が定める使用簿（県ホームページに掲載）を使用し、个人防护具の管理を行ってください。
- 个人防护具の整備にあたっては、別添「个人防护具に関する規格参考例」を参考にしてください。
- 上記規格参考例に記載がない个人防护具（シューズカバー等）については、補助対象外となります。
- 本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として関係機関等に情報共有することに同意する医療機関になります。  
なお、誓約書の提出をもって同意があったこととしますので、ご了承願います。
- 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受入れてください。  
ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。
- 他の補助金の対象経費として補助を受けていないものが本事業の対象です。

### III 交付申請手続き

原則、下記フロー図のとおり手続きをしていただきます。



補助金交付までの手続きとして

・ 交付申請書（兼実績報告書）の提出のみを行っていただきます。

※今回は事前協議書の提出は必要ありませんが、予算の範囲内での交付となるため、必ずしも申請額通りの交付とならない可能性があります。

#### 交付申請書（兼実績報告書）の提出

##### ① 交付申請書（兼実績報告書）提出期限

令和6年3月14日（木）までに交付申請（兼実績報告）を行ってください。提出書類は次のとおりです。

※提出期限に関係なく、書類の準備が完了次第提出をお願いいたします。

※上記提出期限までに、支払処理を完了していただくとともに、下記書類を作成・準備してください。

- ① 交付申請書（別記第1号様式）
- ② 誓約書（県ホームページに掲載している様式をお使いください。）
- ③ 所要額精算書（別記第9号様式）
- ④ 事業実績報告書（別記第10号様式）
- ⑤ 患者数調書（別記第11号様式）
- ⑥ 歳入歳出決算書（別記第12号様式）
- ⑦ 使用簿（県ホームページに掲載している様式をお使いください。）
- ⑧ 支出証拠書類（領収書等、支払ったことがわかるもの）
- ⑨ 検収調書の写し（納品書等、納品日のわかるもの）

⑩ 法人の場合、役員名簿

⑪ 情報シート（別紙）

⑫ その他知事が必要と認める書類

\* 上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

\* 支出証拠書類とは、日付・支出先・支払日・申請者名・支払い内容・金額が全て明記されたもの（領収書や振込明細書等。写し可）です。提出する際は、書類ごとに整理番号を付すとともに、補助対象経費に対応する箇所について、突合確認したうえで提出してください。

\* 支出根拠や納品日、その他事業完了が確認できない経費は、補助金の対象外となります。

※やむを得ず概算払により事業を行う場合は、事前に県にご相談ください。

## ② 申請方法

メール及び郵送による提出

（※メールでの提出が困難な場合のみ、郵送のみで可）

## ③ 申請先

データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

郵 送：〒640-8585 （住所の記載は不要です。）

\* いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出してください。

## ④ 交付決定及び補助金支払い

申請書類を審査の上、県から事業者あてに交付決定通知及び補助金の支払いを行います。

\* 請求書の提出は必要ありません。

\* 提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

\* やむを得ず概算払した場合で、その後の実績報告による額の確定後に支払済額との差が生じた際は、次のいずれかの方法で精算を行います。

・「支払済額 > 必要額」となった場合

→必要額を確定額とし、差額を県あて返納していただきます。

・「支払済額 < 必要額」となった場合

→支払済額を確定額とし、不足額は申請者の自己負担となります。

## ⑤ 事業内容の変更、中止について

事情により、事業内容の変更、中止がある場合は、個別に県にご相談ください。

#### **IV その他**

- 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、事業終了後 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）保管してください。
- 本事業により取得した機械及び器具その他の財産について、知事の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはなりません。

#### **お問い合わせ先**

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班（平日 9:00～17:45）

T E L : 073-441-2643

F A X : 073-428-2325

MAIL : e0412003@pref.wakayama.lg.jp

(別添)

### 個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで首周りとは後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン 耐水性のある不織布素材である。  
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。  
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。  
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。  
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。  
不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。